

ノ東洋キヤム、寺田紡績工場キ、因ニ斯ノ法律ノ類ニ非ルハ、
前ニ全額代付金ニシテ、一割減額ノ旨ヲ稟テ、同月五日、
十一日ニ人々マテハ、共業協同ノ協定書ニ、
工場キ罷ハヤイヌム、一、
マテハ早マテ一、
諸ノ目録マ受マテ、
大勢災ノ過キテ、
泉南此式ノス、

當業協同 寺田紡績 一割減

大正十二年十二月一日

財団法人協同會大阪支所

汲タル状態デアル、寺田紡績ノ職工ハコノ事實ヲ知ツテ、
ナラズ綿糸相場ガ震災後昂騰シタコト及ビ工場ノ滞荷ガ著減シ多
少活況ヲ呈シテ居ル事實ヲ知ツテ、
ハ僅カノ賃銀シカ支拂ハズシテ他ノ剩餘利得ハ皆重役ノ懐中ヘ入
レルバカリダ實ニ怪シカラヌト過般來ヨリ不平ヲ洩ラス様ニナツ
タ。然ルニ最近東洋麻糸會社ノ職工諸君ガ賃銀ノ値上ゲヲ會社ニ
要求シタ時會社ハ日給一割値上ゲノ内約ヲ與ヘタ、ソノ實ヲ聞イ
タ彼等ハ會社ニ對スル不平ノ念ヲ増スバカリデアツタ、東洋麻糸
ノ重役ハ泉南地方ノ紡績デハ近イ内ニ必ズヤ爭議ガ勃發スルニ相
違ナイソノ時ニ自分ノ會社ノ職工モ又候騒グニ相違ナイカラ會社
ハ職工ニ先手ヲ打ツテ爭議ヲ未然ニ防ガナケレバナラヌト考ヘ先
ニ職工ニ内約ヲ與ヘタ日給ノ値上ヲ直ニ斷行シタ、又長崎紡績ノ
爭議ノ際夜業手當問題ガ保留トナツタガ其他ノ條項ハ容認サレテ
職工側ニ有利ニ解決シタコトガアル、ソノ事實ガアルノニ寺田